

消費者庁



表7-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)）を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

## 1 事前評価

表7-4-（1） 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設	<p>&lt;法案成立&gt;                      評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「食品表示法案」を国会に提出し、平成25年6月21日に成立、同月28日に公布された。</p> <p>&lt;予算要求&gt;                      ・ 本施策を盛り込んだ「食品表示法案」の施行等を含む食品表示対策の推進のため、平成26年度概算要求（212百万円）を行った。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;                      ・ 本施策を盛り込んだ「食品表示法案」の施行等を含む食品表示対策の推進に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。（課長補佐クラス3名、係長クラス3名）</p>
2	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例の新設に伴う特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制の導入（7件）	<p>&lt;法案成立&gt;                      評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出し、平成25年12月4日に成立、同月11日に公布された。</p>
3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制対象の追加	<p>&lt;政令改正&gt;                      評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成25年7月19日に公布された。</p>

（注）表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

表7-4-（2） 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者政策の調整	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成26年度概算要求（62百万円）を行った。（25年度予算額：68百万円）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起及び勧告を実施。（平成25年4月～平成26年3月の期間で注意喚起を7回、勧告を2回実施）</li> <li>・ 消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施。（平成25年9月～）</li> <li>・ いわゆる「偽装質屋」に関する注意喚起を実施。（平成25年6月）</li> <li>・ 消費者政策担当課長会議を開催。（平成26年2月）</li> <li>・ 食品ロス削減関係省庁等連絡会議を開催。（平成25年8月）</li> <li>・ 「インターネット消費者取引連絡会」の開催。（平成25年度に4回開催）</li> </ul>
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（15百万円）を行った。（25年度予算額：13百万円）</li> <li>・ 消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（63百万円）を行った。（25年度予算額：39百万円）</li> <li>・ 消費者政策の企画立案に必要な調査を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（54百万円）を行った。（25年度予算額：53百万円）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECD/CCP本会合に出席し、現在進められている各プロジェクト（電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等）の作業・今後の検討スケジュール等について議論。（平成25年4月、11月）</li> <li>・ 参加国の消費者政策重視の政策展開を促進することを目的としたアジア消費者政策フォーラムに参加。（平成25年7月）。</li> <li>・ ICPEN 本会合に出席し、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換。（平成25年4月、10月）</li> <li>・ ICPEN 加盟各国の消費者保護当局が参加している、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加。（平成25年9月）。</li> <li>・ 「eConsumer.gov」の日本語サイトにおいて、改正消費者安全法に関する記事等について情報提供。</li> <li>・ 消費者啓発のキャンペーンの1つである「ICPEN 詐欺防止月間」に参加し、日本の消費者月間に合わせ、5月1日から1カ月間、消費者庁・関係省庁のホームページを通じた消費者への注意喚起・啓発を実施。（平成25年5月1日から1ヶ月間）</li> </ul>
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者情報の分析・発信を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（27百万円）を行った。（25年度予算額：20百万円）</li> <li>・ 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（26百万円）を行った。（25年度予算額：42百万円）</li> </ul>

		<p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起及び勧告を実施。 (平成25年度に注意喚起を7回、勧告を2回実施)</li> <li>・ 消費者安全法第13条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告。(平成25年6月)</li> <li>・ 消費者基本法第10条の2の規定に基づき、消費者政策の実施の状況を公表し、国会に提出。(平成25年6月)</li> </ul>
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成26年度概算要求(55百万円)を行った。(25年度予算額:59百万円)</li> <li>・ 公益通報者保護の推進のため、平成26年度概算要求(24百万円)を行った。(25年度予算額:19百万円)</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団的消費者被害に係る訴訟制度について、制度の施行に向けた取組を推進。</li> <li>・ 消費者団体訴訟制度等の普及啓発のため、全国6か所でシンポジウムを開催(平成25年11月～平成26年3月)。問合せ窓口(消費者団体訴訟制度ダイヤル)を設置。(平成25年12月～平成26年3月)。</li> <li>・ 公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向け、周知方法について所要の見直しを行い、平成25年度においては、『お客様の声と社員の声企業が救う』シンポジウム(全国3か所)及び管内市区町村設置率が全国平均値(50.1%)を下回り、かつ過去3年間(平成22年度～24年度)説明会・研修会を実施していない地区を対象に「公益通報者保護制度に関する行政機関向け研修会」(全国5か所)を実施。</li> </ul>
5	個人情報保護に関する施策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護の推進のため、平成26年度概算要求(24百万円)を行った。(25年度予算額:26百万円)</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護法説明会(平成25年11月～2月)において、昨年引き続き、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について地方公共団体等から報告を行った。</li> </ul>
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者教育の推進のため、所要の経費を予算措置。</li> <li>・ 消費者教育推進会議に関する経費について、平成26年度概算要求(11.2百万円)を行った。(平成25年度予算額:11.2百万円)</li> <li>・ 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成26年度概算要求(48.9百万円)を行った。(平成25年度予算額:47.5百万円)</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者教育を総合的・一体的に推進するため、関係する業務の総括を行う企画官を要求。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の閣議決定（平成25年6月）</li> <li>・ 消費者教育推進会議の3つの小委員会（消費者市民社会育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）の設置及び開催（平成25年12月～）</li> <li>・ 消費者教育ポータルサイトシステム改修（平成25年3月）</li> <li>・ 高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材の作成（平成25年3月）</li> <li>・ 消費者団体との意見交換会の開催（平成25年度7回）</li> <li>・ 子ども関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成25年度10回）</li> </ul>
7	物価対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価対策の推進のため、平成26年度概算要求（66.8百万円）を行った。（平成25年度予算額：44.8百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金の改定の際の料金の適正化の確保等に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の決定改定の透明性等を確保する観点から、消費者委員会公共料金等専門調査会（学識経験者や消費者団体関係者が構成メンバー）を活用して、取り組むべき課題と今後検討すべき論点を取りまとめ。</li> <li>・ 東北電力、四国電力、北海道電力及び中部電力の電気料金値上げ認可申請に対して、消費者・消費者団体との意見交換会の開催や検証ポイントの策定・公表を行う等、適切に対応を行った。</li> <li>・ 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、改定内容が税率変更に見合った内容になるよう関係省庁と調整を行う等、適切に対応を行った。</li> <li>・ 消費税率引上げに伴う便乗値上げ対策として、物価モニターによる生活関連物資の価格動向の調査監視を行うとともに、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する情報・相談を受け付け、得られた情報について、各業界の所管省庁に連絡する体制を整備した。</li> </ul>
8	地方消費者行政の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方消費者行政の推進のため、所要の経費を予算措置した。</li> <li>・ 平成25年度補正予算において、「地方消費者行政活性化基金」の上積みとして15億円を措置。</li> <li>・ 平成26年度予算要求：1.150百万円〔平成25年度予算額：1.375百万円〕</li> <li>・ 平成26年度当初予算において、「地方消費者行政活性化基金」の仕組</li> </ul>

		<p>みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施等するため、30億円を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度当初予算において、岩手・宮城・福島・茨城の「地方消費者行政活性化基金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、約6.98億円を措置。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も地方自治体や地域の消費者団体等多様な主体との連携を引き続き強化するため、平成26年度定員要求において、平成25年度末見直し期限到来事項（交付金担当）の見直し解除（2名（課長補佐（交付金担当）1名、交付金係長1名））を要求。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。</li> <li>「地方消費者行政活性化基金」を活用し、相談体制の充実等、地方自治体における取組を支援。</li> <li>平成27年度以降についても視野に入れ、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルール「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を平成25年2月に制定し、当該準則を適用した基金の活用期間を最大平成39年度まで延長した。</li> <li>「地方消費者グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進。（平成25年10月～平成26年2月）</li> <li>「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方自治体との連携を強化。（平成25年9月～11月）</li> <li>「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」の中間報告（平成24年8月）を踏まえ、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る観点から、相談員資格の法律への位置付け等の具体化に向けて必要な事項の検討を実施。</li> <li>消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会において、消費者の安全・安心を確保する観点から、あるべき「地域体制づくり」について検討を行い、報告書を平成25年12月に取りまとめた。</li> <li>消費者安全法の改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を閣議決定し（平成26年3月11日）、第186回通常国会に提出。</li> <li>「PIO-NET刷新に関する検討会」の中間報告（平成24年7月）を受け実施した業務・システム分析の結果等を踏まえ、登録日数の短縮、相談員の入力軽減や情報分析機能の向上、費用軽減などを図ることを内容とした最適化計画を策定（平成26年1月）。平成27年度のPIO-NET刷新に向け、最適化計画に沿って業務改善・システム改修を図るため、調達仕様書の作成、入札等の準備を実施。</li> <li>「消費者ホットライン」を運用。</li> <li>「東日本大震災」で被害を受けた地方自治体をバックアップするため、放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施。（検査機器の配備（272自治体に392台）：～平成24年11月／研修会の実施：随時）</li> <li>地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門</li> </ul>
--	--	---

		家を派遣し（事業開始から平成25年3月31日現在までに5,996人（延べ人日）を派遣）、相談体制の構築に対する支援を実施。
9	消費者の安全確保のための施策の推進	<p><b>【改善・見直し】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者の安全確保のための施策の推進のため、所要の経費を予算措置。</li> <li>・ 消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（92百万円）を行った。（平成25年度予算額：95百万円）</li> <li>・ リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成26年度概算要求（26百万円）を行った。（新規）</li> <li>・ 消費者に対して食品と放射能等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成26年度概算要求（47百万円）を行った。（平成25年度予算額：54百万円）</li> <li>・ 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等に必要な予算を要求。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集した生命・身体被害に係る消費者事故等の情報について、消費者への注意喚起等を実施。</li> <li>・ 食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施。（平成25年12月）また、冷凍食品への農薬混入事案について、消費者安全情報総括官会議を開催し、今後の対応パッケージを取りまとめる。（平成26年3月）</li> <li>・ 医療機関ネットワーク事業においては、参画病院について地域性の偏りの適正化や対象診療科の拡大を図るため、病院数を13から24へ拡大。（平成25年4月）</li> <li>・ リコール対象品による事故の再発防止等を図るため、注意喚起やチラシの作成・配布、リコール情報サイトの改修・掲載内容の充実。</li> <li>・ 地方公共団体等と連携したリスクコミュニケーションの他、地域に根ざした取組として、正確できめ細やかな情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修を開催。（25年度中に約3千名を養成）</li> <li>・ 消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施。</li> </ul>
10	消費者取引対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成25年度概算要求（241百万円）を行った。（24年度予算額：278百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の見直し、業法・預託法関連の業務の増大に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。（定員要求：課長補佐クラス1名、係長クラス2名）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的な取組&gt;</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の厳正な執行。</li> <li>・ 特定電子メール法の厳正な執行。</li> <li>・ 通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。</li> <li>・ 宅建業法に基づく行政処分に係る協議への対応。(平成26年3月)</li> <li>・ 預託法政省令の改正。</li> </ul>
11	消費者表示対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示に関する違反事件調査の一元化等のため、平成26年度概算要求(22百万円)を行った。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <p>○ 景品表示法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する行政処分(措置命令)等を実施。</li> <li>・ 景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。</li> <li>・ 消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。</li> <li>・ 景品表示法の普及・啓発等のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットを配布。</li> <li>・ 公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。</li> <li>・ 公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。</li> </ul> <p>○ 住宅性能表示制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話での問い合わせ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発に取り組む。</li> </ul> <p>○ 家庭用品の品質表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭用品品質表示法に基づき、事業者に対する「指示」を行い、また、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、ウェブサイト上で消費者に注意喚起。</li> <li>・ 雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、取扱上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、表示の標準として製品の取扱上の注意表示を新たに追加する等の告示改正を行った。(平成25年6月11日)</li> </ul>
12	食品表示対策の推進	<p><b>【引き続き推進】</b></p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示対策の推進のため、平成26年度概算要求(212百万)を行っ</li> </ul>

		<p>た。(25年度予算額：153百万円)</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな基準策定の検討、食品表示に関する問合せ対応強化及び食品の新たな機能性表示制度の検討に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。(定員要求：課長補佐クラス3名、係長クラス3名)</li> </ul> <p>&lt;その他具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品表示法施行に向けた作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年6月に成立した食品表示法の施行(平成27年度6月まで)に向け、新たな食品表示基準の策定作業の実施。</li> <li>・ 食品表示法成立に伴い、説明会開催などの普及・啓発活動の実施。</li> </ul> </li> <li>○ 食品の新たな機能性表示制度に向けた作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制改革実施計画に基づき、平成26年度中の結論・措置に向けた作業の実施。</li> </ul> </li> </ul>
--	--	---